

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和7年5月30日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	小 泉	栄 正
同	手 塚	秀 樹

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度

定期監査(中・後期)(28監査第241号)分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和6年度の措置状況	担当課	
<p>2 収入事務 (3) 債権管理を適正に行うべきもの</p>	<p>生活保護費返還金について、市税以外の諸取入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に規定された督促手数料及び延滞金を徴収していなかった。 また、平成25年度包括外部監査での指摘に対し、同条例第6条による減免規定を整備するとされていたが、整備されていなかった。 条例に基づき、債権管理を適正に行われたい。</p>	<p>生活保護返還金に伴う延滞金等については、包括外部監査での指摘に基づき減免規定の整備を行うべく、関係課との調整、他市の状況等を含めた検討を行い、要綱を定める。</p>	<p>令和6年5月に改めて中核市等に照会を行った後、減免規定である「生活保護費に係る徴収金に関する延滞金の取扱い要領」を制定した。(令和6.10.22制定) また、上記以外にも引き続き適正な徴収事務を行うための方法等の実施、研究を行っている。</p>	<p>生活支援課</p>